

別紙6 施工業務における仕様書、特記仕様書

1 仕様書

(1) 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の遵守について

- ① 「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- ② 建設業法第 26 条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（専らその職務に従事する者で受注者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- ③ 監理技術者は、常時、監理技術者資格者証を携帯すること。また、本市から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示すること。
- ④ 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、建設業法第 24 条の 8 に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを提出すること。なお、施工体制台帳には、工事現場に従事する作業員の氏名、生年月日及び年齢等を記載した作業員名簿が含まれる。
- ⑤ 受注者は、前項に示す建設業法第 24 条の 8 の定めに従って、各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- ⑥ 受注者は、工事現場内において、現場代理人及び監理（主任）技術者にその旨を表示した腕章並びに顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用させるものとする。なお、施工体制台帳を作成する工事にあっては、下請の主任技術者にも同様の名札を着用させるものとする。

(2) 下請契約について

- ① この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成 3 年 2 月 5 日 建設省経構発第 2 号）の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
- ② 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、本市から受け取った前払金による現金支払い、請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金の適正化について配慮すること。
- ③ 下請発注する場合は、市内に本店を有する業者に発注するよう努めること。

(3) 使用資材について

- ① 本工事で使用する建設資材については、市内に本社又は製造工場を有する事業者が製造した資材の使用に努めること。また、これによらない場合でも、市内に本社を有する建設資材納入業者が取り扱う資材の使用に努めること。
- ② 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。

(4) 災害防止対策等について

- ① 施工に当たっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事等編」（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日）及び「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日付建設省営監発第13号）を遵守して公衆災害防止に努めること。
また、車両の出入りの際には交通誘導警備員を配置する等、安全を期すること。
- ② 作業場の内外を問わず、本工事に伴う危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏のないよう養生、看板、案内板等の方策を講ずること。
- ③ 工事期間中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて、施工にあたること。
- ④ 作業時間については、近隣への配慮を行うこと。
- ⑤ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号）に基づき、指定された建設機械を使用すること。
- ⑥ 「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日 建設省経機発第247号）に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。
- ⑦ 「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）により制限を受ける作業については、広島市環境局環境保全課大気騒音係と打合せを行うこと。
- ⑧ 転落・墜落災害が発生する危険性の高い工事にあっては、足場等の作業床、手摺、墜落制止用器具を取り付けるための設備等を設置するなど、労働者の安全を確保するための措置を講じ、施工計画書に具体的な措置の内容を記載すること。
- ⑨ 5メートルを超える高さの箇所で作業をする場合は、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインに基づき、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。

(5) 書類の提出について

- ① 契約締結日から7日以内に別に定める様式に基づき「工程表」及び法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出すること。

- ② 契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあっては、実工事期間の始期（本市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期）。以下同じ。）から7日以内に別に定める様式に基づき「現場代理人・主任（監理）技術者届」を提出すること。
- ③ 購入金額が10万円以上の建設資材（監督員が指示する建設資材を除く。）又は監督員が指示する建設資材を購入する場合は、使用資材購入先通知書及び当該電子データを提出すること。
- ④ 工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、別に定める下請業者通知書に下請業者の名称、所在地、工事内容、請負代金額等を記載し提出するとともに、下請業者について確認を受けるものとする。なお、記載内容に変更が生じた場合も同様に、速やかに再提出し、確認を受けるものとする。
- ⑤ 受注者が、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の建設業者と下請契約することを原則禁止とする。なお、広島市建設工事請負契約約款第6条の3第2項により社会保険等に未加入の建設業者と下請契約を締結する場合は、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出すること。また、社会保険等に加入手続中の建設業者と下請契約を締結する場合は、当該下請業者が社会保険等に加入手続中であることが確認できる書類を添付のうえ、別に定める誓約書を提出すること。

（6）工期について

工期には、原則として本工事及び別途工事の施工を行わない土曜日、日曜日、国民の祝日、夏期休暇、年末年始の休暇及び検査に要する期間を見込んでいる。
本工事及び別途工事間で工程調整を十分行い、工程管理を行うこと。
なお、技能労働者や建設資機材の調達・入手難により工程への影響が生じる場合は、別途、対応に関して協議する。

（7）災害保険等について

- ① 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- ② 工事途中において部分払いを請求する際には、工事の出来高に対し、保険期間を工事引渡しの日までとした火災保険等を付さなければならない。ただし、解体工事は、除く。
- ③ 受注者は、広島市建設工事請負契約約款第57条に基づき、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを作成して監督員に提示しなければならない。

(8) 建設労働者の福祉向上について

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙又は退職金ポイントを購入し、証紙貼付方式の場合には当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付するよう努め、電子申請方式の場合には独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。
なお、建退共制度の加入状況等について、別に定める様式により監督員に報告すること。
- ② 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙又は退職金ポイントをあわせて購入して、証紙貼付方式の場合には現物により交付し、電子申請方式の場合には退職金ポイントの充当を一括して申請すること。又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入を促進するとともに、共済証紙の購入及び貼付若しくは退職金ポイントの購入を促すこと。
- ③ 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、受注者において出来る限り下請業者の事務の受託に努めること。
- ④ 共済証紙及び退職金ポイントの購入状況を把握するため必要があると認めるときは、受注者は共済証紙の受払い簿その他関係資料を監督員の指示に従い提出又は提示すること。
- ⑤ 受注者は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を、工事現場の出入り口等、労働者の見えやすい場所に掲示すること。ただし、対象とならない場合はこの限りでない。
- ⑥ 受注者は、工事完成時に建退共制度の運用状況について、別に定める様式により監督員に報告すること。

(9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の遵守について

- ① 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）を遵守して施工し、適切に分別解体等及び再資源化等を行うこと。下請業者にもその遵守を徹底させること。
- ② 同法に定める適切な施工方法に関する基準に従い、現場調査を行い、施工計画書を作成し、提出すること。
- ③ 同法に定める特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、監督員の指定する様式により書面で報告すること。

- ④ 同法に定める対象建設工事に該当しない工事についても、リサイクル推進の観点から、原則として特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等を行うこと。

(10) リサイクルの推進について

- ① 「広島市建設工事リサイクル推進要綱」、「建設副産物再資源化促進指針」及び「再生資材使用指針」を遵守し、資源のリサイクルを推進すること。なお、「リサイクル責任者」の選任及び施工計画書への記載についても定めているので、遺漏のないようにすること。
- ② 指定副産物を工事現場から排出することとしている工事にあっては、受注者は、当該指定副産物の運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めること。
- ③ 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の作成、提出、掲示、変更、実績の把握と記録の保存について
- ア 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）がインターネット上で運営）内の CREDAS データ登録により作成し、工事着手前に施工計画書に含めて監督員に提出するとともに、その内容を説明すること。
- イ 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を、工事現場の見やすい場所に掲示又は映像等により表示することにより公衆の閲覧に供すること。
- ウ 「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」の内容に変更が生じたときは、速やかに当該計画及び施工計画書を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- エ 本工事完成後、速やかに、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の実施結果について、建設副産物実態調査における「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を建設副産物情報交換システムにより作成し、監督員に提出すること。
- オ 「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及びそれらの実施結果の記録は、本工事完成後 5 年間保存すること。
- ④ 確認結果票の作成、提出、掲示、変更及び記録の保存について
- ア 対象建設工事
- 体積が 500m³ 以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事
- イ 「確認結果票」は、国土交通省の「建設発生土の搬出先計画制度」に関するホームページの「確認結果票作成に当たっての解説（様式を含む）」により作成し、工事着手前に施工計画書に含めて監督員に提出するとともに、その内容を説明すること。

- ウ 「確認結果票」を、工事現場の見やすい場所に掲示又は映像等により表示することにより公衆の閲覧に供すること。
- エ 「確認結果票」の内容に変更が生じたときは、速やかに当該計画及び施工計画書を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- オ 「確認結果票」の記録は、本工事完成後 5 年間保存すること。

(11) 指定資材を除く再生資材の使用について

- ① 本工事の施工に際して必要となる資材について設計図書で指定のある場合は、指定された再生資材を使用すること。また、設計図書で特に指定がない場合であっても、「広島県登録リサイクル製品」及び「広島市役所グリーン購入ガイドラインの特定品目の判断基準に適合する再生資材（以下「広島市グリーン購入適合資材」という。）」のうち、工事の品質及び環境安全性を確保でき、使用可能なものがあるときは、本市の承諾を得た上で、その使用に努めること。ただし、この規定に基づき本市の承諾を得た上で、再生資材を使用した場合でも、当該部分についての設計変更は行わない。
- ② 「広島市グリーン購入適合資材」のうち購入実績を集計する品目については、別に一定める様式により、「広島市公共工事グリーン購入実績報告書」を作成して監督員に提出すること。
- ③ 再生資材を使用するよう指定したものについて、発注後、必要量が確保できない場合は、監督員に通知し、本市と協議すること。
- ④ 設計図書に、特段、再生資材使用の指定がない場合であっても、再生資材を使用しても所要の品質を確保することが可能であり、環境安全性が確保できる場合は、本市の承諾を得た上で、その使用に努めること。ただし、この規定に基づき本市の承諾を得た上で、再生資材を使用した場合でも、当該部分についての設計変更は行わない。

(12) 工事実績情報システムの登録について

受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の登録内容確認システムを使用して、受注・変更・完成・訂正時に工事実績データを作成し、発注機関確認担当者情報を入力した「事前確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約締結後（工事着手日選択型契約方式試行対象工事においては、実工事期間の始期（工事着手日）から）、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、コリンズに登録をしなければならない。

変更登録は、工期、技術者（現場代理人・主任技術者・監理技術者）等に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、コリンズが発行する「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

(13) 広島県土砂の適正処理に関する条例に該当する場合の届出について

工事の施工により発生する建設発生土について、受注者は 500 m³以上（一時たい積場については 500 m³/月以上）の土砂を当該建設工事の区域外へ搬出し、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成 16 年条例第 1 号）（広島県ホームページ参照）第 8 条又は第 9 条の規定が適用となるときは、これらの規定を遵守すること。

また、広島県西部農林水産事務所林務第一課に土砂の搬出等の届出書を提出した場合は、受理書の写しを監督員に提出すること。

(14) 指定副産物の搬出について

工事の施工により資源の有効な利用の促進に関する法律に定める指定副産物（建設発生土を除く。）（以下「指定副産物」という。）が発生する場合は、中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出すること。なお、指定場所との協議で他の場所に変更する場合又は受け入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。なお、産業廃棄物に該当する指定副産物の運搬、搬出等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守すること。

(15) 本工事により発生する建設廃棄物等の処理について

本工事により発生する産業廃棄物を事業所の外（建設工事現場以外の場所）において 300 m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。

また、届出事項を変更する場合は変更届を、保管をやめたときは 30 日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

(16) ダンプトラック等による過積載の防止について

- ① 積載重量を超えて土砂等を積み込まず、また積み込みさせないこと。
- ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車から土砂等の引渡を受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

- ④ 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い又はさし枠装着車、不表示車を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入車の使用を促進すること。
- ⑦ 以上のことにつき、受注者は、下請業者を十分指導すること。

(17) 地球環境保全対策について

特定フロンを使用した現場発泡ウレタンフォームを使用しないこと。
また、工場製造の発泡樹脂板を使用する場合は、その製造過程において特定フロンを使用していないものに限る。

(18) クレーン作業の安全対策について

架線下（高圧線・電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議を行い、必要に応じ協議書を交わし、その写しを監督員に提出すること。

(19) 水溶性塗料を用いた塗装・防水工事について

- ① 水溶性塗料を用いた塗装・防水工事において、器具類等を洗浄した汚濁水は、適切に処理すること。（河川に放流しないこと。）
- ② 下請業者に対しても、この旨を周知するとともに、適切な指導・監督を行うこと。

(20) 工事における創意工夫等実施状況の受注者からの提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに別に定める様式により提出することができる。

(21) 不審物が発見された場合の対応について

工事現場において、不審物が発見された場合は、『建設工事における「不審物」発見時の対応マニュアル』(平成15年11月1日 広島市都市整備局技術管理課制定)により、適切に処理を行うこと。

(22) 公共事業労務費調査に対する協力について

- ① 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力をを行うこと。また、本工事の完了後においても同様とする。
- ② 調査票を提出した事業所を事後に訪問して行う調査、指導の対象となった場合、その実施に協力すること。また、本工事の完了後においても同様とする。
- ③ 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を作成・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適正に行うこと。
- ④ 本工事の一部について、下請契約を締結する場合には、当該下請業者（当該下請工事の一部に係わる二次以降の下請業者を含む。）が、(3)と同様の義務を負う旨を定めること。

(23) アスベスト含有建材の使用禁止について

本工事においては、原則として、アスベスト含有建材（アスベストを原材料として使用している建材）を使用しないこと。

(24) 工事の一時中止について

工事の一時中止に係る計画の作成

- ① 広島市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を監督員に提出し、本市の承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する基本的事項を明らかにすること。
- ② 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。

(25) 広島市建設工事請負契約約款第10条第3項の現場代理人の取扱いについて

広島市建設工事請負契約約款第10条第3項の現場代理人の取扱いについては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うものとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 広島市建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- ⑤ その他、特に本市が認めた期間

2 特記仕様書

(1) 交通誘導員の配置について

資材・仮設材等の搬入出時および大型車両の入出時等に配置すること。

(2) 中間検査の実施について

- ① 中間検査の実施時期等については、監督員から通知するものとする。
- ② 検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、受注者の負担とする。
- ③ 受注者は、中間技術検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。

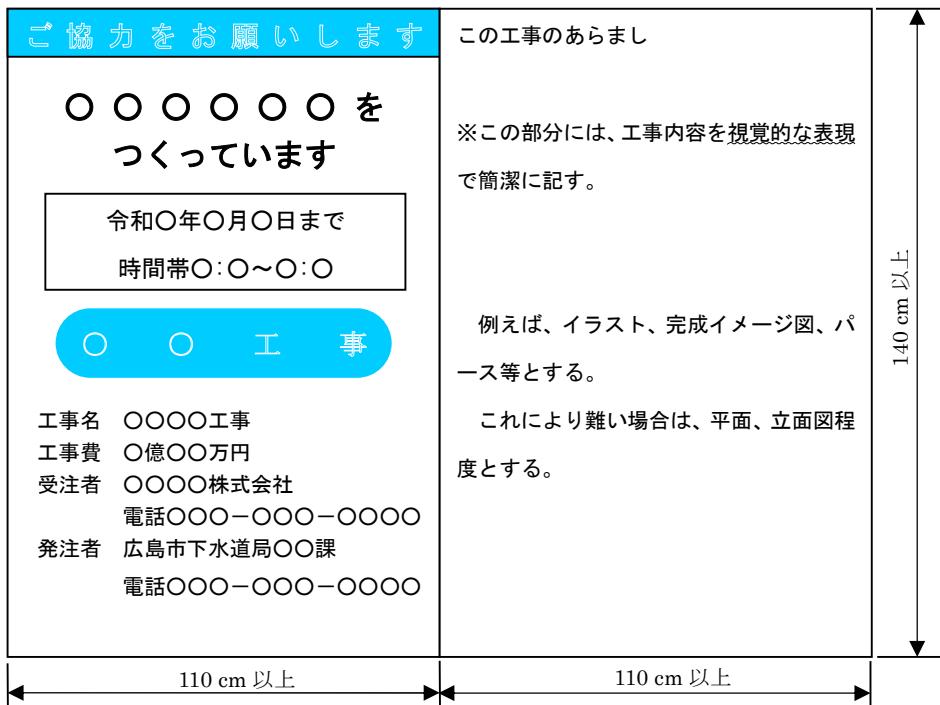
(3) 安全活動の実施について

工事を受注すると同時に下水道局建設工事安全協議会に入会し、別途定める「下水道局建設工事安全協議会要綱」及び「建設工事安全協議会の運営に関する運用」により安全活動を実施すること。

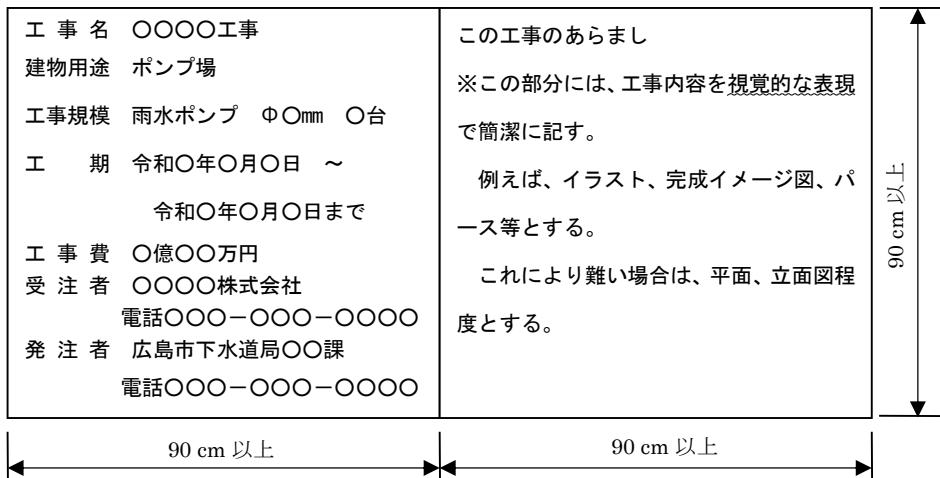
(4) 工事標示板の設置について

- ① 表示の内容（例1および例2参照）
 - ア 工事名
 - イ 工事期間
 - ウ 工事費（100万円未満を切り捨てて表記）
 - エ 受注者及び連絡先
 - オ 発注者及び連絡先
 - カ 建物用途、工事の規模（内容）※取付看板の場合に限る。
 - キ 工事内容（イラスト、完成イメージ図、パース等を使用し、視覚的な表現で簡潔に記入し、これにより難い場合は、平面、断面模式図程度とする。）
- ② 標示板の形状及び寸法は、ア、イのいずれかとすること。
 - ア 立看板は、縦140cm×横110cm以上×2連を標準とする。
 - イ 取付看板は、縦90cm×横90cm以上×2連を標準とする。
- ③ 標示板は設置期間中、通常の使用状態で容易に汚損、破損しない材料とし所定の位置に堅固に設置するものとする。なお、標示板の材質は、鉄板を標準とする。
- ④ 設置期間は、現場工事に着手後速やかに設置し、工事完成後に撤去するものとする。
- ⑤ 標示板の設置場所は、工事現場内で最も表示効果が期待でき、また、通行上支障のない場所とする。

例1（立看板）



例2（取付看板）



(5) ワンデーレスpons※の取り組みについて

- ① 受注者は施工計画書に記載する計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- ② 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は速やかに監督員へ報告すること。

※ワンデーレスpons

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答できるよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が可能なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(6) 手すり先行足場の設置について

手すり先行足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

(7) 当該年度の工事既済部分検査について

本工事において、当該会計年度末における請負代金相当額が当該会計年度までの出来高予定額を超えた場合又は当該会計年度における支払限度額の繰越がある場合にあっては、工事既済部分検査を実施するものとする。なお、検査の実施及び時期等については、協議のうえ行うものとする。

(8) 「広島市週休2日工事試行要領(建築・設備工事)」の実施について

本工事は、週休2日の対象工事であり、別途定める広島市週休2日工事試行要領(建築・設備工事)(以下「試行要領」という。)に基づき実施すること。ただし、第6条及び第7条の適用を除外する。

(9) 石綿含有建材使用の有無に関する事前調査について

- ① 石綿含有建材の有無の調査は行うが、分析による石綿含有の調査は行うことを想定していない。

- ② 解体又は改修工事等に際しては、工事着手前に石綿含有建材の使用状況について調査し、発注者へ事前調査結果報告書を提出して、説明を行うこと。また、調査結果については、記録の写しを当該工事現場への備え置くとともに、公衆及び作業者の見やすい場所に掲示すること。
- ③ 調査方法は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」に従い行うこと。
- ④ 調査を行う者は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項第2号に定める者とする。
- ⑤ 報告対象となる工事の場合は、あらかじめ事前調査結果を、「石綿事前調査結果報告システム」により、広島市長及び労働基準監督署長へ報告すること。

(10) 情報共有システムの利用について

本工事は、「広島市発注建築・設備工事における広島県工事中情報共有システムの利用手引（試行用）」に基づき、実施すること。

- ① 本工事では、次の情報共有システムを利用する。
広島県が構築し、一般社団法人広島県土木協会が提供している広島県工事中情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhouhisutemu2.html>
- ② 受注者希望型の工事において、利用を希望する場合は、施工計画書の提出までに発注者へ書面にて報告し、利用申込みを行うこと。
- ③ 情報共有システムを利用する場合は、次によること。
 - ア 情報共有システムの利用料は、受注者が一般社団法人広島県土木協会に支払うこと。
 - イ 情報共有システムを利用して帳票を提出する際は、情報共有システム登録様式の工事打合せ簿を利用すること。なお、情報共有システムを利用して提出する帳票は、工事打合せ簿、工事週報等とし、詳細は協議によることとする。
 - ウ 情報共有システムを利用して提出し、処理が完了した帳票については、別途、印刷して紙書類で提出すること。
- ④ 情報共有システム利用に関する検証を行うため、情報共有システムを利用した工事又は請負代金額が1,000万円以上の対象工事については別に定めるアンケートに回答し、監督員へ提出すること。

(11) 「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（建築・設備工事）」の実施について

受注者は希望する場合、別途定める「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（建築・設備工事）」に基づき実施すること。

(12) その他

- ① 工期には、完成検査に必要な期間を見込んでいる。検査日は、契約工期の期限 7 日前までに設定するよう努めること。
- ② 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び現場施工がない期間については、主任技術者（または監理技術者）の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者（または監理技術者）の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨を、受注者に通知した日とする。ただし、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間は専任を要さない。

(13) 再生資材の利用について

受注者は次の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

碎 石	再生クラッシャーラン RC-40	(1)砂利地業 (2)基礎部 (3)下層路盤（市道 B,C）
	再生クラッシャーラン RC-30	(1)下層路盤（市道 A,D） (2)路盤（歩道）
	再生粒度調整碎石 RM-40	(1)路盤（市道 E）
	再生粒度調整碎石 RM-30	(1)上層路盤（市道 A,B,C,D） (2)路盤（市道 F）
加熱アスファルト 混合物	再生密粒度アスファルトコンクリート(13)	(1)表層 (2)中間層
	再生粗粒度アスファルトコンクリート(20)	
	再生細粒度アスファルトコンクリート(13)	
砂	再生砂（R S）	(1)埋戻土（良質土がない場合）

1) 品質・規格

① 再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物の種類は、密粒度アスファルトコンクリート(13)、細粒度アスファルトコンクリート(13)、粗粒度アスファルトコンクリート(20)とする。再生加熱アスファルト混合物の標準配合及びマーシャル試験に対する基準値は、「プラント再生舗装技術指針」表-4.5 及び表-4.7 に示すとおりとする。

② 碎石

ア ごみ、ガラス、陶磁器、れんが、瓦、プラスチック、金属等の有害物質を含まないものとする。

イ 品質の基準

	塑性指数	修正C B R
RC-40、RC-30	6 以下	20%以上 (30%以上) *
RM-30、RM-40	4 以下	80%以上 (90%以上) *

*アスファルト・コンクリート再生骨材が含まれる場合の修正C B Rの基準値に
() 内の値を適用する。ただし、40°CでC B R試験を行う場合は、通常の値
を満足すればよい。

③ 粒度範囲

ふるい目の 開き (mm) 呼び名	ふるいを通るもののは質量百分率 (%)							
	53mm	37.5mm	31.5 mm	19mm	4.75mm	2.36mm	425μm	75μm
RC-40	100	95~100	—	50~80	15~40	5~25	—	—
RC-30	—	100	95~100	55~85	15~45	5~30	—	—
RM-40	100	95~100	—	60~90	30~65	20~50	10~30	2~10
RM-30	—	100	95~100	60~90	30~65	20~50	10~30	2~10

2) 再生クラッシャラン(RC-40 及び RC-30)

本工事で使用する再生クラッシャラン（RC-40 及び RC-30）は、次表のいずれかの承認工場が製造したものとする。

会社名	工場所在地	連絡先
山陽工営(株)	佐伯区五日市町大字保井田 350-6 番地	(082)927-2000
(株)熊野技建	安芸郡熊野町深原平 2672-115	(082)854-6184
協和鉱業(株)	安佐北区安佐町大字筒瀬 2203、2204 番地	(082)838-1018
中国建材工業(株)	安佐北区安佐町大字筒瀬字小原 2181 番地外 1 筆	(082)838-1322
中村碎石(株)	安芸高田市八千代町向山字高丸 10498 番 82 外	(082)818-4355
(株)河崎マテリアル	南区出島二丁目 12-13 番地	(082)256-3210
(有)秀知産業	安佐北区安佐町小河内字上小濱 591 番 4 外	(082)835-2339
広島舗材(株)	安佐南区伴北四丁目 2930 番地	(082)848-1221
黒瀬資源再利用センター(株)	東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52	(0823)83-1370
中国生コンクリート(株) (RC-40のみ)	南区出島三丁目 2 番 2 号	(082)251-4431
中村碎石(株)湯来事業所	佐伯区湯来町大字和田字中山 341 番地	(0829)83-0515
(株)迫広碎石	安佐北区大林町字人甲 3、4、5 番地	(082)818-3559
東亜道路工業(株)広島瀬野川アスコン (RC-40のみ)	東広島市志和町字冠 11030-4	(082)433-6356
(株)キヨーワ	廿日市市宮内 725 番地の 1	(0829)39-8200
前田道路(株) 広島合材工場	佐伯区五日市港二丁目 6 番 1	(082)925-0023
(株)河崎マテリアル八木工場	安佐南区八木町 181	(082)256-3210
(株)桑原組	佐伯区湯来町大字葛原字南郷三杭 10319 番 9	(0829)40-5522
(有)トモナガ興産	安芸区瀬野町字上立石 3026 番外 15 筆	(082)894-2230

3) 再生砂

本工事で使用する再生砂は、本市発注工事から発生する建設発生土を搬入している再資源化施設（次表のとおり。）のものを優先的に用いるよう努めること。

事業者	所在地
(株)熊野技建リサイクル事業部	安芸郡熊野町字深原平 2672-115
(株)キヨーワサンドセンター	廿日市市宮内 725-1
協和鉱業(株) 筒瀬工場	安佐北区安佐町大字筒瀬 2211
(有)秀知産業 小濱工場	安佐北区安佐町大字小河内字上小濱 591 番 4
あさやま工業(株) 碎石部	山県郡安芸太田町津浪字浅瀬40-2外3筆
中国建材工業(株) 建設発生土リサイクルプラント	安佐北区安佐町大字筒瀬字様ノ平 2144-1 の一部
(有)トラスト再資源化施設	東広島市西条町上三永仙女峯 348 番 10 外 19 筆
(株)竹下生コン 豊平リサイクルセンター	山県郡北広島町都志見 鳶ヶ迫山 186 番1外

* 本工事で使用する処理土については、運搬距離は原則として 50 キロメートル以内、再生砂、再生碎石及び再生加熱アスファルト混合物については、運搬距離は原則として 40 キロメートル以内とする。ただし、再生加熱アスファルト混合物の運搬時間は 1. 5 時間以内とする。

4) 再生粒度調整碎石(RM-40 及び RM-30)

本工事で使用する再生粒度調整碎石（RM-40 及び RM-30）は、次表のいずれかの承認工場が製造したものとする。なお、発注後、必要量が確保できない場合は、監督員に通知し、本市と協議すること。

会社名	工場所在地	連絡先
中村碎石(株)	安芸高田市八千代町向山字高丸 10498 番 82 外	(082)818-4355
広島舗材(株) (RM-30 のみ)	安佐南区伴北四丁目 2930 番地	(082)848-1221
(株)河崎マテリアル	南区出島二丁目 12-13 番地	(082)256-3210
山陽工営(株)	佐伯区五日市町大字保井田 350-6 番地	(082)927-2000
協和鉱業(株)	安佐北区安佐町大字筒瀬 2203, 2204 番地	(082)838-1018
中国建材工業(株)	安佐北区安佐町大字筒瀬字小原 2181 番地外 1 筆	(082)838-1322
(株)熊野技建	安芸郡熊野町深原平 2672-115	(082)854-6184
中村碎石(株)湯来事業所	佐伯区湯来町大字和田字中山 341 番地	(0829)83-0515
(株)迫広碎石	安佐北区大林町字人甲 3, 4, 5 番地	(082)818-3559
(株)河崎マテリアル八木工場	安佐南区八木町 181	(082)256-3210

なお、品質基準については広島市土木工事共通仕様書、再生碎石の仕様承認基準の別紙特記仕様書、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）によるものとする。

5) 硬質塩ビライニング鋼管

本工事で発生する硬質塩ビライニング鋼管は、リサイクルの中間集積場へ搬出する。リサイクルの中間集積場に持ち込む場合は、取扱いが規定されているので監督員と協議の上、指定伝票で申込みをする。概要は下表のとおり。

運営団体	日本水道钢管協会		
	塩ビライニング鋼管リサイクル協会		
対象材料	<ul style="list-style-type: none"> ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・消火用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・フランジ付塩化ビニルライニング鋼管 		
受託受入れ場所 (中間集積場)	西濃運輸㈱広島支店	中区光南五丁目 1-43	TEL 082-245-3141
	西濃運輸㈱西広島支店	廿日市市木材港南 8-18	TEL 0829-31-5050
	日本梱包運輸倉庫㈱広島営業所	東広島市志和町大字冠字小越 214-3	TEL 082-433-5476
受入れ日時	月～金曜日 ※平日に限る 9時～12時、13時～16時		
申込み方法	搬入日の3日前までに種類、量等を記載した「塩ビライニング鋼管・継手リサイクル申込伝票」をFAXにて事前申込みをし、受付後にFAXで返却される伝票を受領する。		
申込み先	塩ビライニング鋼管リサイクル協会	TEL 03-3264-1866	FAX 03-3264-1869
受入れ基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1m以内の長さに切断して持込む。 2. 下記のものは受入れ不可能。 <ul style="list-style-type: none"> ①異物（モルタル、コンクリート、泥等）が付着したもの ②管と継手の解体が不十分なもの ③保温材や防食テープなどが付着しているもの ④管に著しい曲がりや扁平があるもの 注：管の切断にガス、アーク切断は不可。（高熱で変形し塩ビの抜き取りができない。） 		
受入れ費用	無料		
収集・運搬	収集・運搬は、廃棄物処理法上の許可は不要。 マニフェストは不要。		
アドレス	http://www.wsp.gr.jp/download/pdf/enbi_recycle.pdf		

6) 家電リサイクル法対象機器

本工事で発生する家電リサイクル法対象機器は、指定引取場所へ搬出する。

概要は下表のとおり。

[指定引取場所]

指定引取場所	所 在 地	連 絡 先	備 考
岡山県貨物運送（株） 広島主管支店	西区観音新町四丁目 10番202号	(082)297-2411	受付 月曜日～土曜日 9時～12時 13時～17時 時間
西濃運輸（株）広島支店 家電リサイクルセンター	中区光南六丁目2番 15号	(082)545-9071	休み 日曜日、祝日、 盆休み、年末年始等
受け入れ費用	どちらも有料		
収集・運搬	廃棄物処理法上の許可が必要		

※ どちらの搬入先も、すべての製造メーカーの対象機器を搬入できます。

7) 公共の関与する埋立地、建設発生土の再資源化施設又は民間工事現場の一覧表

受入施設及び受入基準一覧表

受入施設	搬出先	所在地	受入基準
㈱熊野技建リサイクル事業部	同 左(082-854-6184)	安芸郡熊野町字深原平 2672-115	・産業廃棄物が含まれていないこと。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める有害物質が含まれていないこと。
㈱キヨーワサンドセンター	同 左(082-815-1386)	廿日市市宮内725-1	
協和鉱業(㈱) 筒瀬工場	同 左(082-815-1386)	安佐北区安佐町大字筒瀬 2211	・シルト分、粘土及び水分が多量に含まれていないこと。 ・樹木の根、その他これに類する異物が含まれていないこと。
(有)秀知産業 小濱工場	同 左(082-835-2339)	安佐北区安佐町大字小河 内字上小濱 591 番 4	
あさやま工業(㈱) 碎石部	同 左 (0826-23-0126)	山県郡安芸太田町津浪字 浅瀬40-2外3筆	・人頭大(概ね 30 cm) 以上の石が含まれていないこと。 ・悪臭を放たないこと。 ・その他土質等受入側の条件を満たすものであること。 ・施設の受け入れ能力を超えないこと。
中国建材工業(㈱) 建設発生土リサイクルプラント	同 左 (082-244-2411)	安佐北区安佐町大字筒瀬 字桙ノ平 2144-1 の一部	
(有)トラスト再資源化施設	同 左 (082-426-1120)	東広島市西条町上三永仙 女峯 348 番 10 外 19 筆	
㈱竹下生コン 豊平リサイクルセンター	同 左 (0826-83-0260)	山県郡北広島町都志見 鳶ヶ迫山 186 番 1 外	
協和鉱業(㈱) 綾ヶ谷工場	同 左 (082-815-1386)	安佐北区可部町綾ヶ谷石 田 1285	
(民間工事現場がある場合記入)			(追加条件がある場合記入)

- ・建設発生土が本表中の各受入施設の受入基準に適合しない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、「広島県建設発生土処分先一覧表に記載されている施設」に搬出するよう検討すること。
- ・民間工事現場に搬出する場合は、工事完成時に相手方施工会社の受入の証明の写しを提出すること。
- ・上表の受入施設に搬出する場合は、工事完成時にマニフェストD票（広島県建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設については、マニフェストD票の提出ができない場合は、受入伝票でも可とする。）の原本を提出すること。